

目次

巻頭言	4
	環境経営学会会長 後藤 敏彦
基調講演 1	
パリ協定の意義とビジネスへのインパクト	6
	名古屋大学大学院環境学研究科 高村 ゆかり
基調講演 2	
コニカミノルタの環境経営 —ステークホルダーと共に環境問題を解決し事業成長を図る—	25
	コニカミノルタ株式会社 環境経営・品質推進部 環境経営グループリーダー 部長 高橋 壮模
基調講演 3	
持続可能性経営と企業業績との関係をどう考えるか —持続可能なバリューチェーンについての実証分析—	38
	跡見学園女子大学マネジメント学部 宮崎 正浩
委員会等提言	
気候変動への「適応」に関する提言—持続可能な社会と経営を目指して— . 46 (企業の気候変動適応に関する研究委員会)	
統合思考と長期的価値創造に関する提言	51
	(統合思考と長期的価値創造に関する研究委員会)
投稿論文	
再生可能エネルギー発電による地域経済活性化効果の定量的検証 —産業連関分析に基づく発電種間の比較—	57
	株式会社日本政策投資銀行 菊池 武晴
持続可能な社会を創造する企業と投資家の責任のあり方 —企業価値創造の開示と投資家の評価手法の研究—	69
	関西大学大学院社会安全研究科博士後期課程 長谷川 浩司
日本における起業活動と環境・経済・社会要因を考慮した 地価関数の地理空間加重回帰モデル	90
	中央大学商学部 中村 寛樹
The Impact of Firms' Environmental Productivity on Financial Performance: Evidence from Multinational Firms	101
	Faculty of Engineering, Toyama Prefectural University K.A.K. GNANAWEERA Faculty of Art and sciences, Sagami Women's University Noriyasu KUNORI
研究ノート	

有価証券報告書「事業等のリスク」欄における気候変動リスクの記述状況の分析—TCFD 最終報告書のリスク分類を参照して—	118
ニッセイアセットマネジメント 林 寿和	

自著を語る

『震災と企業の社会性・CSR - 東日本大震災における企業活動と CSR - 』 (創成社、2014年3月20日)	
東北学院大学経営学部 矢口 義教	135
『環境配慮行動の意思決定プロセスの分析』(中央経済社、2016年7月30日)	
滋賀県立大学環境科学部 村上 一真	138
『本業と一体化した環境経営』(白桃書房、2017年2月3日)	
大阪経済法科大学アジア研究所 金 恵珍	140
『価値共創時代の戦略的パートナーシップ』(文眞堂、2017年3月31日)	
法政大学人間環境学部 長谷川 直哉	142
『アカウンタビリティから経営倫理へ—経済を超えるために—』 (有斐閣、2017年12月13日)	
神戸大学大学院経営学研究科 國部 克彦	145
『サステナビリティ経営』(大阪公立大学共同出版会、2018年2月28日)	
神戸山手大学現代社会学部 井上 尚之	147

書 評

藤田香著『SDGs と ESG 時代の生物多様性・自然資本経営』 (日経 BP 社、2017年10月2日)	
日本大学商学部 村井 秀樹	150
2016年学会賞	153
編集後記	161

ARTICLES 3

投稿論文の募集	154
環境経営学会学会誌編集規定	155
学会賞候補作品の公募	158
環境経営学会学会賞規定	159

巻頭言

後藤 敏彦

認定特定非営利活動法人環境経営学会会長

2015 年はパラダイム・チェンジが起きた年と以前述べた。国連の SDGs とパリ協定の採択である。

近代が始まって以来のパラダイム、「進歩・成長」は暗黙の裡に「無限」を前提しているが、それは錯覚に過ぎず、地球という「有限」の環境制約の中での「持続可能な発展」というパラダイムに変わったとあってよい。CO2 はもはや排出は不可となり、今世紀末には人為排出を実質ゼロにするというのがパリ協定の方向性である。これまでの「低炭素」経済への移行ではなく「脱炭素」経済への移行である。

2017 年末になって、この 2 年間でパラダイム・チェンジを具現化した事象がすでに発生しだした。表 1 のように自動車関連では様々な法規制が公表され始めている。

表 1

自動車	
◆ 2018 年	米カリフォルニア ZEV 規制開始(全米 10 州)
◆ 2019 年	中国新エネ車製造義務化
◆ 2025 年	オランダ・ノルウェー ディーゼル車禁止
◆ 2030 年	ドイツ・スウェーデン ディーゼル車禁止
◆ 2030 年	インド 化石燃料車販売禁止
◆ 2040 年	フランス ガソリン・ディーゼル車販売禁止
◆ 2040 年	イギリス 同上

特に西欧は一神教の伝統が社会の基盤に根強く蓄積されており、いわば「内燃機関からの離脱」という規範がはたらきだした感がある。事実、パリ協定前文に"climate justice"(気候正義)という西欧的概念が入っている。

「noting the importance for some of the concept of "climate justice", when taking action to address climate change,」

西欧では「正義を行う」ことは、実行可能かどうかを問うものではないものようである。いかにせん、日本人にはどうにも理解が容易ではないが、このことを理解して対応しないとグローバルゼーションの中では取り残されてガラパゴスになりかねない。

米国はトランプ大統領が何を言おうと州や企業が”We are still in.”ということでボンでの COP23 の場外では様々な活動をしていたとのことで、「化石賞」の日本とは大違いである。

後述する気候関連財務情報開示タスクフォース(以下、タスクフォース)がリスクと機会
分析している表 2 のリスクの中の移行リスクの政策・法規制リスクが顕在化した(即ち、リ
スク=不確実ではなく、現実になった)のである。

表 2 気候関連リスク

<ul style="list-style-type: none">◆ 低炭素経済への移行に関連したリスク(Transition Risks)<ul style="list-style-type: none">・ 政策・法的リスク・ テクノロジーリスク・ 物質(資源)リスク(バリューチェーン・リスク)・ 評判リスク◆ 気候変動の物理的インパクトに関連したリスク (Physical Risks)<ul style="list-style-type: none">・ 突発的リスク・ 慢性的リスク

タスクフォースは金融安定理事会(FSB)が 2015 年末に立ち上げを指示し、2016 年初頭か
ら活動を始めた。ドラフトに対するパブコメ等を経て 2017 年 6 月に Final report「勧告」を
策定公表し 2017 年 7 月の G20 に提出された。FSB は G20 の中央銀行、財務省等で構成さ
れており、これが気候関連債務情報開示に動いたことは、金融界はもとより産業界にも大き
な影響を及ぼすことは必至である。特筆すべきは年間 10 億ドル以上の売り上げのある企業
に「シナリオ分析」を求めていることである。日本企業はほとんど経験がなく、直ちに猛勉
強から始めなければならないものである。

ESG 投資やコーポレートガバナンス・コード等で中長期のビジョンやゴール、戦略が事
業会社には求められているが進捗スピードはあまりにも遅々としているように感じられる。
パラダイム・チェンジに対応し新しいビジネス・モデルに変身していくために日本企業に残
された時間は長くないように思われる。

環境経営～CSR・ESG 経営～を標榜する環境経営学会としては、こうした動きに役立つ活
動・研究に拍車をかけるときと考えている。